

ることとなり一旦昭和七年三月二十三日大田（爲吉）公使により通商航海に關する取極調印せらるることとなつたが、條約實施後同國はポルト葡萄酒名保護に關する本邦當局の條約實施振りに満足せず、同九年八月三十日同國政府よりの改正取極の廢棄を通告し同十年一月三十一日限り再び無條約關係に入つた。

## 第十節 支那、露西亞、哥倫比亞及ボリビアとの條約締結

明治三十二年七月又は八月陸奧條約實施より同四十四年七月又は八月陸奧條約失效の間に於ては小村諸條約の外上記の通り英國との關係に於ては明治三十七年八月日印通商條約、又同三十九年一月日加通商條約が調印せられた。和蘭との間に於ては明治四十一年四月和蘭國の海外領地に關する領事職務條約が調印せられた。以上陸奧改正條約の補足とも稱すべきものである。其の後日露戰爭により露西亞との通商航海條約は效力を失はれたが故に同講和條約第十二條の下に明治四十年七月二十八日聖彼得堡に於て本野（一郎）公使と露國外務大臣「イスヴォルスキイ」(Isvolsky)外二名との間に新通商航海條約が調印せられた。陸奧條約改正國以外に於ては明治三十六年十月八日上海に於て日置（益）一等書記官及小田切（萬壽之助）と清國代表工部尙書呂海寰外二名との間に日清追加通商航海條約が調印、同三十七年一月十一日より實施せられ、又明治四十一年五月二十五日華盛頓に於て高平（小五郎）駐米公使とゴールテス（Don Enrique Cortes）公使との間に日本哥倫比亞間に修好通商條約が調印、同年十二月十日より實施せられた。

然るに上記諸條約中支那との條約は我に有利なる片務的規定を有し、露及哥との條約は何れも相互對等の下に規定せられ、差して我に不利なる規定を包含せざるに付小村條約改正の際廢棄通告をなさざりしことも前に述べた通りである。而して是等諸條約中露西亞及支那との二條約に付ては第三章第一次世界大戰中に於ける對外通商交渉中に述べるところありし、（同章第二節第四款及び第五節參照）茲には哥倫比亞及ボリビアとの新修好通商航海條約に付てのみ述ぶることとし、（同章第二節第四款及び第五節參照）茲には哥倫比亞及ボリビアとの新修好通商航海條約に付てのみ述ぶるところあらん。

日哥修好通商航海條約の内容は全然明治三十一年二月三日調印の日本亞爾然丁間通商航海條約と同様に於て兩締約國の一方に對し北米合衆國又は歐洲諸國と均等の待遇を附與することの根本原則の下に規定せられ居り有効期限を六ヶ月とした。尤も日哥新條約は本邦に於て列國との領事裁判權廢止後締結せられたるものなるに付日亞條約第一條に於て相互の國民又は船舶が他方の領土領海内に在る間は當該國の管轄權に服從するを要すと云ふが如き規定は削除せられたことは本邦條約改正沿革上注意すべき點である。

之に反し「ボリヴィア」共和國との通商條約は大正三年四月十三日同國首都「ラ・パス」に於て智利國駐在日置（益）公使と同國外務大臣「アルテアガ」との間に調印せられ、大正五年三月十五日「サンチャゴ」に於て批准書を交換した。本條約は小村改正條約に則り第一條に於ては兩締約國の間に永久の和親あるべきこと、第二條に於ては入國の自由を冒頭に掲げたる後第一號乃至第七號に於て國法遵由の下に一、旅行、居住、生業、職業及生産、製造業に對する最惠國待遇、二、商業に關する内國待遇、三、家屋等の所有、賃借並に土地の賃借の自由、四、動産の占有、相続、及財産の處分に關する内國及最惠國待遇、五、不動産の取得、占有に關する最惠國待遇、六、強制兵役の免除及軍用徵發又は取立に關する内國及最惠國待遇、七、租税、手数料に對する内國及最惠國待遇、第三條に於ては家宅等の不可侵に關する内國待遇、第四條に於て領事官の任置、及其の職務の執行及特典、免除に關する最惠國待遇、第五條に於て通商の自由、第六條に於て輸出入税及輸出入の禁止制限に關する最惠國待遇、第七條に於て通過税の免除、第八條に於て保税庫入に關する便益等に關する内國待遇、第九條に於て貨物の内國税に關する最惠國待遇、第十條に於て會社、組合の互認及右に關する最惠國待遇、第十一條に於て通商及工業に關する有條件最惠國待遇、第十二條に於て

國境貿易に對する最惠國待遇の除外例を規定し、第十三條に於て本條約は批准書交換後七日を経て之を實施し、十年間效力を有すべきを規定した。以上諸規定を小村外相時代の日英改正通商航海條約に比するに、同國とは始めて條約關係に入るものなるに付特に第一條を設けたる外、第二條第三號及第十條に於て最惠國待遇を、第十二條第六號に於て内國待遇をも加へ、其の代りに第二條第三號中より最惠國待遇を、又第五條中より内國待遇を削除した。更に「ボリヴィア」國に於ては海港を有せざるが故に日瑞西居住通商條約に於ける如く航海に關する規定を一切削除した。尚第十一條に於て通商及工業に關する一般的有條件最惠國待遇を規定するに當り其の適用範圍を他の南米諸國との條約に於ける如く北米又は歐羅巴大陸諸國に附與せる特典等に限定せざることは本邦に有利なりと言はざるを得ない。

## 第二章 小村條約改正の本邦産業及貿易に及ぼしたる

### 影響

#### 第一節 概 説

小村條約改正は本邦産業及貿易の發達上に一期を劃したと言ひ得る程重要性を持つてゐる。小村條約改正の要旨は所謂稅權の完全なる回復にありて陸奥條約により設定された英佛獨との片務的協定稅率を全廢して互惠對等の原則によるところの完全なる雙務的關稅協定に改むると共に陸奥條約中に存する國定稅率の實施内國稅賦課等の上に加へられたる制限を撤廢するにあつた。而して小村條約改正は大体に於て所期の目的が達せられたと言ひ得る。即ち

一 陸奥條約に於て本邦は英佛獨との間に片務的關稅協定を有してゐたものが、小村條約に於ては一切雙務的關稅協定に改められた。新たに締結せられた伊國との關稅協定も全然雙務的であつた。

二 舊日獨。日壤通商條約附屬議定書中には、本邦に於て國定稅率に改正を加へる場合には、之が實施に先ち六箇月前に公布するを要すとの片務的規定があつた。小村條約改正に於ては斯る規定を削除した。

國定關稅を變更する場合に其の實施前斯かる長期の猶豫期間を置くことは甚しき見越輸入が行はれ、多大の關稅收入を失ふこととなり又産業上にも種々の不都合が生ずるのである。殊に本規定が片務的なる點に於て大に本邦に採り不利であつた。

三 陸奥條約に於ては協定品目數六十八なりしものが小村條約に於ては三十四品目に減少し、其の輸入總額は本邦